

平成20年7月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 原島早苗
平成19年(ワ)第22625号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 平成20年5月7日

判 決

東京都

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

荒井哲朗

白井晶子

東京都千代田区神田美土代町7番地4

被 告

株式会社アトランティック・ファ
イナンシャル・コーポレーション

同代表者代表取締役

大森

同訴訟代理人弁護士

小林弘卓

同訴訟復代理人弁護士

綱藤明

主 文

- 1 被告は、原告に対し、725万0940円及びこれに対する平成19年9月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、997万5447円及びこれに対する平成19年9月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、被告との間でいわゆる外国為替証拠金取引を行っていた原告が、被告は、原告の建玉（成立した売買契約のうち未決済のもの。以下同じ。）をその時点の為替レートにより評価替えして（以下、この手続を「値洗い」という。）生じた評価損益を原告があらかじめ差し入れていた証拠金に加えた額（以下「有効証拠金額」という。）が原告の建玉の総額の0.25パーセント相当額（以下「維持証拠金額」という。）を割り込んだときには、原告の計算において、原告の建玉すべてについて、即時に反対売買を執行して決済する（以下、この手続を「ロスカット手続」という。）義務を負っていたが、これを怠りロスカット手続を適切にしなかったため、原告は被告から証拠金の返還を受けられなくなり損害を被ったと主張して、被告に対し、不法行為又は債務不履行による損害賠償として、997万5447円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成19年9月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実（証拠を掲記した事実以外は当事者間に争いがない。）

(1)ア 原告は、昭和40年生まれの主婦である。

イ 被告は、外国為替証拠金取引等を行うことを業とする株式会社である。

(2) 原告は、平成19年4月24日、被告との間で、外国為替証拠金取引を行うための取引口座を開設した。

原告は、上記取引口座に、同年5月11日に50万円、同月14日に135万円、同月25日に200万円、同年6月11日に200万円をそれぞれ

入金して、被告との間で、インターネットにより外国為替証拠金取引を行つた（以下「本件取引」という。）。

なお、外国為替証拠金取引とは、総取引金額に対する一定割合の証拠金を担保として行う外国通貨の売買取引であり、顧客の指示により、通貨の売戻し又は買戻しによる差益・差損の決済等を行う取引である。

本件取引においては、原告が、各取引にあたり建玉の総額の1パーセント相当額（以下「必要証拠金額」という。）の証拠金を預託して、建玉を建て、任意の時点で当該建玉を反対売買することにより決済し、そこで生じる観念的な為替差益・差損につき、差金の授受を行うこととなっていた。

本件取引は、原告と被告との相対取引であり、被告は顧客に提供するいづれの通貨ペアについても、原則として24時間、買値と売値（為替レート）を提示していた。

(3) 原告が本件取引を行う前に被告から受け取った外国為替証拠金取引説明書（以下「本件説明書」という。）及び外国為替証拠金取引約款（以下「本件約款」という。）には、本件取引においては、有効証拠金額が維持証拠金額（必要証拠金額の25パーセント相当額）を割り込んだときには、被告はロスカット手続をとること（以下、この定めを「ロスカット・ルール」という。）が記載されていた。

(4)ア 平成19年7月27日午前2時28分当時（以下「本件ロスカット時」という。），本件取引において、原告の証拠金は8151万5940円、必要証拠金額は3630万1820円、維持証拠金額は907万5447円であったが、値洗いにより生じた評価損が7335万8000円になつたため、有効証拠金額が815万7940円になり、維持証拠金額を割り込んだ（証拠金及び値洗いによる評価損の額につき乙9）。

この時の原告の建玉の内容は、別表1の「通貨ペア」欄及び「取引量」欄記載のとおりであり、いずれも円による買建玉であつて、各通貨ペアご

との建玉による合計買付金額は、「買付額」欄記載のとおりであった。イ そこで、被告は、同日、別表2の「通貨ペア」欄及び「取引量」欄記載の原告の建玉について、「成立時刻」欄記載の時刻に、「約定価格」欄記載の価格で、反対売買（売建玉）を成立させて決済した（乙5）。その結果、本件取引は手仕舞いされた。

(5) その後、原告は、被告に対し、本件取引においては(4)アの維持証拠金額約907万円相当の証拠金が残ったはずであるとして、その返還を請求した。

しかし、被告は、本件取引においては証拠金は残らなかつたとして、原告の請求を拒絶した。

2 争点及び争点についての当事者の主張

(1) 被告は、本件取引において、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだときにロスカット手続に着手しなければならない義務を負っていたか。（争点1）

（原告の主張）

ロスカット・ルールは、外国為替証拠金取引において、顧客の損失を一定程度に抑える機能を果たしており、それゆえ、顧客は、ロスカット・ルールが適用されることを前提にして同取引を行っており、同取引の相手方を選ぶ際にはロスカット・ルールの内容を極めて重要な要素としている。

ロスカット・ルールの適用がなければ、本件取引は、必要証拠金額が建玉の総額の1パーセント相当額に設定され、顧客が証拠金の100倍という多額の取引を行うことを可能とすることから、顧客に不相応に著しく大きな損害を与える可能性のあるものとして、公序良俗に反することになる。

したがって、被告は、本件取引において、ロスカット・ルールに従い、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだときにロスカット手続に着手しなければならない義務を負っていた。

（被告の主張）

本件約款6条(4)後段は、「必要証拠金を下回った時は、当社が当社の規定に従いポジションの一部または全部を自動決済することができるものとします。」と定め、ロスカット手続について「できる」という文言を使っている。

一方、被告がロスカット手続に着手しなければならない義務を負う旨の規定はない。

したがって、被告は、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだときに、ロスカット手続に着手する権利を有するのであって、ロスカット手続に着手しなければならない義務を負うのではない。

(2) 被告は、本件ロスカット時に、原告の建玉について、提示していた為替レートの価格で反対売買を成立（決済）させなければならない義務を負っていたか。（争点2）

（原告の主張）

ア 本件取引は、原告と被告との相対取引である。

それゆえ、被告は原告に対して為替レートを提示していたのであるから、原告が売買の注文を成行注文（特定の価格を指定せず、その時の相場の価格で売買するよう指定する注文方法をいう。以下同じ。）でしたときは、被告は原告に提示していた為替レートの価格で売買を成立させなければならない。

イ そして、ロスカット・ルールは、外国為替証拠金取引において、顧客の証拠金の一定割合が毀損されるような価格変動があったときに、その損失の拡大を防止するため、顧客の建玉について、即時に自動的に反対売買を成立させる仕組みである。

ウ すなわち、本件取引のロスカット・ルールは、その適用時に、原告の建玉について、被告が原告に提示している為替レートの価格で反対売買を成立（決済）させる制度である。本件説明書、本件約款等は、ロスカット・ルールについて、「決済する」との文言を用いてこのことを示している。

そうすると、被告がロスカット・ルールに従い、ロスカット手続に着手すると同時にこれを決済するという取扱いを適切に行っていれば、維持証拠金額相当の証拠金が残ったはずである。

エ にもかかわらず、被告は、本件取引において、上記取扱いを適切に行わず、原告の証拠金は残っていないと主張しているのであって、これは被告の不法行為及び債務不履行に当たる。

(被告の主張)

ア 本件約款4条(5)は、「ヘッジ先とのカバー取引が不可能又は制限されることにより、お客様と当社との取引も不可能もしくは制限される可能性があります。」と規定している。

カバー取引とは、金融先物取引業者が顧客等を相手方として行う店頭金融先物取引により生じ得る損失の減少を目的として、当該金融先物取引業者が他の金融先物取引業者等を相手方として行う店頭金融先物取引で、当該顧客等が行った店頭先物取引と取引対象通貨等及び売買の別その他これに準ずる事項が同一のものをいい（金融先物取引法施行規則19条1項4号ハ）、ヘッジ先とは、上記の他の金融先物取引業者等をいう。

本件取引においては、原告が売買の注文を成行注文でした場合、被告は、ヘッジ先に対し、原告の注文と同一内容のカバー取引の注文を出し、ヘッジ先がその成立を約することによって被告の為替変動リスクが回避されたときに、原告の売買の注文を承諾し、原告と被告との売買が成立する仕組みとなっており、カバー取引が成立しなかったときには、原告と被告との売買は成立しない。

そして、原告と被告との売買の価格は、カバー取引の価格に応じて決まるのであり、常に被告が原告に提示していた為替レートどおりになるわけではない。

イ ロスカット・ルールは、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだとき

に、顧客の建玉について、自動的に反対売買の注文を成行注文で出すという仕組みであり、同時に反対売買を成立（決済）させるものではない。

そして、反対売買の注文が成行注文で出されると、アと同様に、被告とヘッジ先とのカバー取引が成立したときに、原告と被告との反対売買が成立して原告の建玉が決済されるのであり、反対売買の価格はカバー取引の価格に応じて決まることになる。

ウ 被告は、本件ロスカット時、本件取引において、ロスカット・ルールを適用して、原告の建玉について、反対売買の注文（成行注文）が出されたものとして、ヘッジ先に対し、それと同一内容のカバー取引の注文を出し、それが成立すると、その価格に応じて、別表2の「約定価格」欄記載の価格で、原告と被告との反対売買を成立（決済）させたものである。

この価格によると、原告の証拠金は、全く残らず、かえって1000万円余りの不足を生じることになった。

(3) 被告とヘッジ先とのカバー取引の成立が本件ロスカット時から遅延し、原告と被告との反対売買の成立が遅延したことについて、被告は不法行為又は債務不履行の責任を負うか。（争点3）

（原告の主張）

ア 被告は、ロスカット手続による決済を適切にできなかつたときには、外国為替証拠金取引業者としてあるべき注意義務を尽くしたといえなければ、免責されず、損害賠償責任を負う。

そして、ロスカット・ルールはそもそも大きな為替相場の変動を予定した仕組みであるから、被告は、ロスカット手続のために、その変動に十分に耐え得るシステムを用意しなければならず、用意したシステムが不十分なものであれば、注意義務を尽くしたとはいはず、損害賠償責任を負う。

なお、本件約款4条(5)、22条は、被告の過失の有無を問わない免責条項であるから、消費者契約法8条1項により、無効である。

イ 被告が本件取引においてロスカット手続のために用意したシステムは、以下のとおり、不十分なものであった。

(ア) 本件ロスカット時の為替変動は、予想できる範囲内のものであって、未曾有の出来事などではなかった。

(イ) 被告が本件ロスカット時に用意していた通信回線は、容量が 10 Mbps にとどまること、平成 19 年 8 月 25 日には容量が 100 Mbps に増強され負荷分散装置を付加されたこと、本件ロスカット時以前から不具合を生じさせていたことからして、不十分なものであった。

(被告の主張)

ア 本件約款 4 条(4)は、「顧客の負担すべきリスクとして、『通信機器および通信回線の障害等、不測の事態により取引が制限されるリスクがあります。』」と規定し、本件約款 22 条(7) C は、「被告は、そのコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障、誤作動等により生じた損害については、免責される旨規定しており、これらによって、上記損害は顧客が負担すべきことが定められている。」

また、本件約款 4 条(5)は、「ヘッジ先とのカバー取引が不可能または制限されることにより」として、コンピュータシステム、通信機器及び通信回線の障害、外国為替相場の変動、市場の混乱等により、ヘッジ先とのカバー取引が成立しない場合及びその成立が遅延する場合について、「お客様と当社の取引も不可能もしくは制限される」として、顧客と被告との取引も成立せず、又は遅延することとなり、これによって顧客に生じた損害は顧客が負担すべきことを規定している。

そして、原告は、被告に対し、「リスク確認書」を提出し、本件約款の内容を理解した旨表明した。

イ(ア) 被告は、本件ロスカット時、本件取引において、ロスカット・ルールを適用し、ヘッジ先に対し、カバー取引の注文を出した。

しかし、本件ロスカット時である平成19年7月27日には、アメリカ合衆国で発生したサブプライムローン問題の影響で、米ドルを始めとする各通貨の為替レートが急落し、外国為替証拠金取引の取引量が未曾有の量に達したこと、トルコリラ及びニュージーランドドルがもともと流動性の低い通貨であったことから、ヘッジ先からの応答がなく、カバー取引がなかなか成立しなかった。

また、同日には、顧客からの売買の注文が被告に殺到し、そのデータ量が被告が用意していた通信回線の容量を上回ったことにより、同日午前2時28分から午前3時15分までの間、被告は、ヘッジ先に対して注文を発信することができなかった。

なお、被告が用意していた通信回線は、顧客から被告への注文の受信及び被告からヘッジ先への注文の発信に用いられるもので、容量10Mbps専有の光回線であった。これは、被告のシステムを構築した専門業者から十分と判断され、本件ロスカット時以前には容量オーバーによる不具合を起こしたことのなかったものであって、不十分なものではなかつた。

(イ) これらの原因によって、カバー取引の成立が遅れ、その成立時が別表2の「成立時刻」欄記載のとおり、その価格が「カバー価格」欄記載のとおりになったので、原告と被告との反対売買の成立（決済）も遅れ、その成立時が「成立時刻」欄記載のとおり、その価格が「約定価格」欄記載のとおりとなつた。

ウ イのとおり、本件ロスカット時には、本件取引において、本件約款4条(4), (5)が適用される事態が生じていたのであり、被告は、これに従つた処理をしただけであつて、原告はその結果を甘受しなければならないから、被告は不法行為又は債務不履行の責任を負わない。

(4) 原告の損害額（争点4）

(原告の主張)

ア 被告が、本件ロスカット時に、ロスカット手続を適切に行い、反対売買を成立（決済）させていれば、原告の証拠金のうち維持証拠金額相当の907万5447円は残ったはずである。

したがって、原告は、被告の不法行為又は債務不履行により、907万5447円の損害を受けた。

イ 原告が本件訴訟に要した弁護士費用のうち少なくとも90万円は、被告の不法行為と相当因果関係を有する。

(被告の主張)

否認する。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（ロスカット手続に着手する義務の存否）について

(1) 証拠（甲1, 甲2, 甲4, 甲5, 乙1, 乙3の1, 乙4）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

ア 原告は、被告に対し、取引口座の開設を申し込む際に、被告から、本件説明書、本件約款及び本件取引の取引要綱（甲2。以下「本件取引要綱」という。）を受け取った。

イ 本件説明書には、「損失の額が差し入れた証拠金の額に対し所定の水準に達したときは、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済されることもあります。」、「ロスカットの取扱い 値洗いによる評価額が、維持証拠金（必要証拠金の25%）を割り込んできた場合、損失の拡大を防ぐため、委託者の計算において建玉を反対売買して決済します。」、「ロスカット 委託者の損失が所定の水準に達した場合、金融先物取引業者が、リスク管理のため、委託者の建玉を強制的に決済することを言います。」との各記載がある。

ウ 本件取引要綱には、「ロスカットルール お預かり証拠金残高が必要証

拠金の25%に達した時点でロスカット対象」との記載がある。

エ インターネット上の外国為替証拠金取引業者の比較サイトである「為替比較Plus」においては、同取引を行おうとする者が各業者を比較するための情報の一つとして、各業者のロスカット手続の条件の有無及び内容が記載されており、ロスカット手続の条件のみを取り出して各業者を比較することができるホームページも用意されている。

また、同サイト中の被告の情報を記載したホームページには、「ロスカット 有効証拠金が必要証拠金の25%下回った場合、自動ですべてのポジションを決済。」との記載がある。

(2) ロスカット・ルールとは、有効証拠金額があらかじめ設定した所定の水準まで減少するという条件が成就した場合に、外国為替証拠金取引業者が、顧客の建玉について、強制的かつ自動的に、反対売買をして決済するという手続であり、業者が顧客から預かっている証拠金を保全するとともに、顧客の損失の拡大を防止し顧客を保護する機能を有するものである。

そして、前記第2・1(2)のとおり、本件取引は、必要証拠金額が原告の建玉の総額の1パーセント相当額に設定されていることから、原告が預託した証拠金の100倍相当額の建玉を運用することを可能とするものであり、為替レートの変動によっては、原告に瞬時に莫大な損失を与える危険性を有することに照らせば、上記のロスカット・ルールの顧客を保護する機能は、本件取引において、極めて重要な役割を担っていたということができる。

それに加えて、前記(1)イ、ウのとおり、原告が本件取引に際して被告から受け取った各文書においては、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだときには被告がロスカット手続をとる旨の記載が存すること、前記(1)エのとおり、インターネット上の外国為替証拠金取引業者の比較サイトには、ほとんどすべての業者のロスカット手続の条件の有無及び内容が記載されていることから、一般に、ロスカット手続の条件は、外国為替証拠金取引を行おうと

する者が同取引の相手方を選択する上で、重要な関心事となっていると推認されることに照らせば、本件取引において、被告がロスカット手続に着手する義務を負うことは、原告のみならず、被告においてもこれを前提としていたといえるし、原告のロスカット・ルールへの期待は合理的なものとして法的な保護に値するということができるから、被告は、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだときにロスカット手続に着手しなければならない義務を負っていたと解するのが相当である。

(3) これに対し、被告は、本件取引において、ロスカット手続に着手しなければならない義務を負っていたものではないと主張し、その理由として、本件約款6条(4)で、ロスカット手続をとることが「できる」という文言が用いられていることを挙げる。

しかし、前記(2)で説示したとおり、ロスカット・ルールの機能、本件説明書や本件取引要綱の記載文言等によれば、むしろ、ロスカット・ルールに定められた条件が成就した場合にはロスカット手続に着手することが本件取引の当然の前提となっていたといえるのであり、本件約款に「できる」という文言が使われていることのみをもって、直ちに、その場合にロスカット手続に着手するかどうかを被告が自由に判断できると解することは相当でなく、そのほかに被告がこれを自由に判断できると解すべき根拠は認められないから、被告がロスカット手続に着手しなければならない義務を負っていたなかつたと解することはできない。

したがって、この点の被告の主張は採用できない。

(4) よって、争点1についての原告の主張は理由がある。

2 争点2（本件ロスカット時に提示していた為替レートの価格で反対売買を成立させる義務の存否）について

(1) 前記第2・1(2)のとおり、本件取引は原告と被告との相対取引である。原告は、被告が原告からの注文（成行注文）に対し、原告に提示している為替

レートの価格で売買を成立させなければならず、そうであるならば、ロスカット・ルールは、その適用時に、原告の建玉について、被告が提示している為替レートの価格で反対売買を成立させる制度であると主張する。

しかしながら、本件取引が相対取引であることから直ちに、原告と被告との売買の成立について、被告とヘッジ先とのカバー取引の成立という条件を付すことが禁じられるものではなく、このような条件を付すこともその旨が契約内容とされている限りにおいては許容されるものと解されるのであり、金融庁による「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に、「相場が急激に変動した場合の取引に係る留意事項」として、「相場が急激に変動した場合に備え」、「カバー取引相手方との取引ができる場合には顧客からの受注を行わない等の具体的なリスク管理の方針を定め、そのための体制を整備しているか。」との記載があること（乙10），金融庁による平成19年12月7日付け報道発表資料「外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について」には、「為替相場が急激に変動した場合の対応策として、「カバー取引先との取引ができる場合には顧客からの受注をストップする、などの対応策」との記載があること（甲9）は、上記解釈と同様の理解に基づくものと解される。

そして、被告のホームページ内の「システム稼働情報」のページ（甲11）には、平成19年12月15日付けのシステムメンテナンス内容として、「成行注文および成行決済において、確認画面上の表示価格で約定が成立するようになっていますが、発注時にレートが変更され、注文が成立しない場合がございます。」との記載がされており、証拠（甲11）及び弁論の全趣旨によれば、被告との間でインターネットにより外国為替証拠金取引を行っている顧客は、被告に対して成行注文をするには、① 被告のホームページを表示させ、注文種類欄に「通常」、執行条件欄に「成行」、通貨ペア欄、売買欄及び取引数量欄に希望する内容をそれぞれ入力した上で、送信ボタン

をクリックする、② 注文内容の確認画面が表示されるので、その内容を確認し、送信ボタンをクリックするという操作を行い、③ 被告がヘッジ先との間でカバー取引を行い、これが成立した場合は、「受付完了」との表示がされ、顧客と被告との売買が成立するが、コンピュータトラブルや為替レートの変動のためにカバー取引が成立しなかった場合は、「回線が混み合っています。」又は「価格が変更されました。」との表示がされ、顧客と被告との売買は成立しないことが認められる。

これに加えて、本件約款4条(5)が、「ヘッジ先とのカバー取引が不可能または制限されることにより、お客様と当社の取引も不可能もしくは制限される可能性があります。」と規定していることを併せかんがみれば、本件取引においては、原告と被告との成行注文に係る売買の成立は、被告とヘッジ先とのカバー取引の成立を条件とするものとされていると解するのが相当である。

なお、本件説明書には、「当社が各通貨ペア毎にオファー価格とビット価格を同時に提示し、顧客はオファー価格で買い付け、ビット価格で売り付けすることができます。」との記載（甲1）があるが、上記の被告とのインターネットによる外国為替証拠金取引における成行注文の発注の具体的な手順、本件約款及び被告のホームページ上の各記載の内容に照らせば、本件説明書の上記記載はあくまで売買の注文の基本的方法を説明したものにとどまると認められ、これをもって直ちに、被告が原告からの成行注文に対して原告に提示している為替レートの価格で売買を成立させなければならない義務を負っていると認めるることはできない。

(2) 原告は、ロスカット・ルールは、その適用時に、原告の建玉について、被告が提示している為替レートの価格で反対売買を成立させて決済する制度であると主張する。そして、本件説明書には、「ロスカットの取扱い 値洗いによる評価額が、維持証拠金（必要証拠金の25%）を割り込んできた場合、

損失の拡大を防ぐため、委託者の計算において建玉を反対売買して決済します。」、「ロスカット 委託者の損失が所定の水準に達した場合、金融先物取引業者が、リスク管理のため、委託者の建玉を強制的に決済することを言います。」との記載があり、これは原告の主張に沿うものといえる。

しかし、本件説明書の「決済」との記載は、顧客の建玉について反対売買を成立させることを意味するにとどまり、それのみでは、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだ時点の為替レートの価格で反対売買を成立させることまで意味すると解するのは困難であり、また、上記の原告の主張を前提とすると、本件取引において、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだ場合、被告が原告の建玉についてその時点での為替レートの価格で反対売買を成立させる結果、原告は維持証拠金額相当の証拠金を必ず保持できることになるが、このような解釈は、本件説明書の「損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。」との記載（甲1）、本件約款4条(1)の「本取引は追加で資金が必要となる場合があります。」との記載（乙4）及び原告が本件取引に係る取引口座を開設した際に被告に差し入れた「リスク確認書」の「投資金額以上の損失を被ることがあることをご存じですか？」との被告の質問事項の記載（乙1）に反することになるのであって、そのほかに外国為替証拠金取引において、顧客が証拠金のうちロスカット手続の基準とされた額を必ず保持することができるという理解がされているといった事情もうかがえないから、原告の上記主張は採用できないといわざるを得ない。

(3) よって、争点2についての原告の主張は理由がない。

3 争点3（カバー取引及び原告と被告との売買の成立の遅延に係る被告の責任の有無）について

(1) 前記第2・1(4)のとおり、本件取引において、平成19年7月27日午前2時28分、有効証拠金額が維持証拠金額を下回ったところ、同時刻から午前3時15分まで、被告とヘッジ先とのカバー取引を発注する被告のコン

ピュータシステムがトラブルにより起動せず、そのため、カバー取引が発注されなかつたこと、その後、別表2の「成立時刻」欄記載のとおり、同日午前3時17分から午後2時21分までの間に、カバー取引及び原告と被告との売買が成立したことは当事者間に争いがない。

そして、証拠（甲10、甲11、乙15、乙16）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

ア 被告とヘッジ先とのカバー取引に係る通信回線は、容量10Mbps専有の光回線であり、顧客から被告への売買の発注及び被告からヘッジ先への売買の発注に利用されていた。

イ 被告の外国為替証拠金取引に係るコンピュータシステムのその他の内容は以下のとおりである。

(ア) WEBサーバー	日立HA800／110
(イ) CPU	Pentium(R) IIIプロセッサ(1G)
(ウ) メモリ容量	2GB
(エ) ディスク容量	146GB(RAID 5)
(オ) WEBサーバー	4台
(カ) アプリケーションサーバー	1台
(キ) CP専用サーバー	2台
(ク) データベースサーバー	2台
(ケ) メール/DNSサーバー	1台

ウ 被告の外国為替証拠金取引の取扱い口座数及び約定件数は、平成19年3月当時で730口、同年4月当時で1696口、1万4375件、同年5月当時で2770口、3万0449件、同年6月当時で3972口、5万4765件、同年7月当時で5216口、8万5779件、同年8月当時で6032口、10万1014件であった（同年3月の約定件数を認めると足る証拠はない。）。

また、同年7月27日当時、被告との間でインターネットにより外国為替証拠金取引を行っていた顧客の数は、約2600人であった。

(エ) 顧客が被告に対してインターネットで外国為替証拠金取引に係る売買の注文を出すと、注文1つ当たり平均約40 Kbpsの通信量が必要となる。

(オ) 被告は、同日午前2時30分ころ、外国為替証拠金取引のコンピュータシステムにおいて、顧客からのログイン及び注文ができなくなるという障害を生じさせた。同システムは、同月28日午前1時30分に復旧した。

その原因は、同システムの通信回線の使用量がその容量を上回ったこと、そのためサーバーに負担がかかり、同システムが起動しなくなったことにあつた。

被告は、この障害について問い合わせをしてきた顧客に対し、「昨日はNY株が暴落いたし、欧州にも伝播、ドル、ユーロ、高金利通貨など円に対しては相当の通貨安となり、回線の混雑、トラブル、値段が付き難いという状況となりお客様には大変不都合をおかけ致し、申し訳ありません。サーバー強化も含めまして、カバー先の増加など早急に計ってまいります。」との説明をした。

(カ) 被告は、オの前後の時期に、外国為替証拠金取引のコンピュータシステムにおいて、以下の障害を生じさせた。

(ケ) 被告は、平成19年7月11日午前8時3分から午前10時25分までの間、顧客からの注文の受付に障害を生じさせた。

その原因是、同システムが当初の設計基準を上回る発注の処理に対応できなかつたことにあつた。

(イ) 被告は、同年8月14日、画面表示等の処理が遅くなる障害を生じさせ、午後5時39分から午後5時50分までの間、取引の全サービスを停止させた。

その原因是、同システムのデータベースに高負荷状態が発生し継続し

たことにあった。

(ウ) 被告は、同月27日午後11時25分ころ、ログイン処理及び為替レート表示が遅延する障害を生じさせ、同システムを順次再起動させた。

その原因は、同システムのデータベースにおいて多量の処理が発生し、OSの高負荷状態が継続したことにあった。

(エ) 被告は、同年9月8日午前0時5分から午前0時40分ころまで、ログインができなくなる障害を生じさせ、同システムの全サービスを停止させた後、同システムを再起動させた。

その原因は、被告へのアクセスが急増したため、同システムのデータベースにおいて多量の処理が発生し、OSの高負荷状態が継続したことになった。

キ 被告は、外国為替証拠金取引のコンピュータシステムの障害への対策として、同年8月25日、同システムの通信回線の容量を10Mbpsから100Mbpsに補強し、同年9月8日、同システムの通信回線に容量10Mbpsの負荷分散装置を付けるとともに、データベースサーバーの増強等をした。

(2) 前記1のとおり、被告は、本件取引において、有効証拠金額が維持証拠金額を割り込んだときにロスカット手続に着手しなければならない義務を負っていたと解されるから、本件ロスカット時に、即時にロスカット手続をとる、すなわち、ヘッジ先に対して原告の建玉に係る反対売買と同一内容のカバートリードの注文を出すべき義務を負っていたということができる。

しかし、前記(1)のとおり、被告は、平成19年7月27日午前2時28分から午前3時15分まで、ヘッジ先にカバー取引を発注するコンピュータシステムが起動していなかったことから、カバー取引の注文を出せなかつたものである。

そして、上記のコンピュータシステムの不具合は、同システムの通信回線

の使用量がその容量を上回ったこと、そのためサーバーに負担がかかったことを原因とするものであり、前記(1)で説示した同システムの内容、顧客の注文に必要とされる通信量、被告との間で外国為替証拠金取引を行っていた顧客及び取引口座の数、被告は、本件ロスカット時の前後の時期に複数回にわたり、同システムの能力不足に起因して、顧客との取引に障害を起こしていたこと、被告が、本件ロスカット時の後、上記障害への対策として、通信回線及びデータベースサーバーについて大規模な増強をしたことにかんがみれば、被告が本件ロスカット時において用意していたコンピュータシステムは、その取引環境に照らして、不十分なものであったといわざるを得ない。

すなわち、被告は、本件ロスカット時において、不十分なコンピュータシステムしか用意しておらず、そのシステムの不具合により、平成19年7月27日午前2時28分から午前3時15分までの間、原告のロスカット手続についてカバー取引の注文を出せなかつたのであるから、この点について本件取引における義務に違反したものであつて、これにより原告が受けた損害について、不法行為又は債務不履行の責任を負うというべきである。

この点、被告は、上記のコンピュータシステムの不具合は、本件ロスカット時に外国為替証拠金取引の取引量が未曾有の量に達したことなどによるものであつて、被告のシステムが不十分だったのでないと主張し、被告の取締役である中島啓の陳述書（乙16）には、平成19年7月26日及び27日の被告と顧客との約定件数が8557件及び7537件であつて、同月の他の日と比べて約2300件ないし約6000件多かったこと、同月26日午後9時7分から同月27日午前2時25分の間、顧客210人についてロスカット手続がとられ、これらによるものを含め、被告がヘッジ先に出した注文の件数は合計3520件にのぼったことが記載されている。

しかし、ロスカット手続は、有効証拠金額があらかじめ決められた所定の水準まで減少するという条件が成就した場合に発動する手続であつて、そも

そもそも大きな為替相場の変動とそれによる混乱の発生を予定している仕組みである上、原告が預託した証拠金よりはるかに多額の建玉の運用を可能とし、為替レートの変動によっては原告に瞬時に莫大な損失を与える得るという極めて危険性の高い本件取引において、ロスカット・ルールは顧客の損失の拡大を防止し顧客を保護するいわば安全弁としての機能を有するものであることからすれば、外国為替証拠金取引業者である被告は、真に予測不可能なものを除いて、同取引において起こり得る様々な事態に十分対応できるよう、ロスカット手続のためのシステムを用意しておかなければならぬといふべきである。

その見地からすると、前記(1)で説示した被告の顧客及び取引口座の数、システム障害の経験等からして、上記陳述書に記載された本件ロスカット時に生じた事態とそれによるシステム障害が被告にとって真に予測不可能な事態であったとまで認めることはできないから、この点の被告の主張は採用できない。

(3) 被告は、コンピュータシステムの不具合によるカバー取引の遅延については、本件約款4条(4), (5)及び22条(7)Cにより免責される旨主張し、証拠(乙4)によれば、本件約款4条(4)は、「通信機器および通信回線の障害等、不測の事態により取引が制限されるリスクがあります。」と規定し、同条(5)は、「ヘッジ先とのカバー取引が不可能または制限されることにより、お客様と当社の取引も不可能もしくは制限される可能性があります。」と規定し、本件約款22条(7)Cは、「次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。」「当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、市場関係者や第3者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障や誤作動等と取引に關係する一切のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害」と規定していることが認められる。

しかし、消費者契約法 8 条 1 項 1 号が、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」を、同項 3 号が、「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項」をそれぞれ無効とする旨定めていることに照らせば、本件約款 4 条(4)及び 22 条(7)C は、コンピュータシステム、通信機器等の障害により顧客に生じた損害のうち、真に予測不可能な障害や被告の影響力の及ぶ範囲の外で発生した障害といった被告に帰責性の認められない事態によって顧客に生じた損害について、被告が損害賠償の責任を負わない旨を規定したものと解するほかはなく、本件約款 4 条(5)は、被告とヘッジ先とのカバー取引が被告の責に帰すべき事由により成立しない場合にまで、原告と被告との売買が成立しないことについて被告を免責する規定であるとは解し得ない。

そして、前記(2)で説示したとおり、本件における被告の債務不履行は被告の責に帰すべきものと認められるから、これについて、本件約款 4 条(4), (5)及び 22 条(7)C の適用はなく、被告は免責されない。

したがって、この点の被告の主張は採用できない。

(4) よって、争点 3 についての原告の主張は理由がある。

4 争点 4 (原告の損害額) について

(1) 原告が本件ロスカット時において有していた建玉（ただし、トルコリラ円を除く。）について、被告が平成 19 年 7 月 27 日午前 2 時 28 分から午前 3 時 15 分までの間にヘッジ先から配信を受けていたカバー取引におけるビッド価格（買付価格）が、米ドル円、ユーロ円、ポンド円、イスラエルペソ、カナダドル円、オーストラリアドル円、ニュージーランドドル円及び南アフリカランド円のいずれについても、本件ロスカット時である午前 2 時 28 分当時の価格からいったん上昇した後に下降していく、午前 3 時 15 分まで下がり続けるという推移をたどったとの事実は被告も自認するところであ

る（被告準備書面(5), (7)）。

そうすると、これらの建玉については、被告の債務不履行がなく、被告が本件ロスカット時において即時にヘッジ先に対してカバー取引の注文を出していくれば、少なくとも本件ロスカット時、すなわち午前2時28分当時のビッド価格でカバー取引が成立した蓋然性があるということができる。

そうすると、被告の債務不履行がなかったとした場合の原告と被告の売買（売建玉による決済）の価格は、別表1の「想定価格」欄記載のとおりと推認され、その売却総額は「想定売却額」欄記載のとおりと算出される。

(2) 一方、トルコリラ円については、本件の全証拠をもってしても、平成19年7月27日午前2時28分から午前3時15分までの間のカバー取引におけるビッド価格など、被告の債務不履行がなかったとした場合の原告と被告との反対売買の価格を算出する根拠を認定することはできないから、被告の債務不履行により原告が損害を受けた事実を認めることはできない（なお、トルコリラ円について、現実には、反対売買の価格は91.26円であったから、これによる原告の損益は721万4000円の損となった。）。

(3) (1), (2)によると、被告の債務不履行がなかったとした場合、本件取引における原告の損益は7486万5000円の損となり、原告の証拠金はこれを8151万5940円から控除した665万0940円残ったものと算出される（本件取引において、被告が原告から個々の取引について手数料を徴しないことは当事者間に争いがない。）。

したがって、原告は、被告の不法行為又は債務不履行により、665万0940円の損害を受けたと認められる。

(4) 本件の事案の内容、難易、訴訟経過等の諸事情を考慮すると、原告が本件訴訟の提起、追行のために要した弁護士費用のうち、被告の不法行為と相当因果関係がある損害といえるのは、60万円の限度においてであると認めるのが相当である。

(5) よって、争点4についての原告の主張は、725万0940円の限度で理由がある。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容することとし、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2・4部

裁判長裁判官 澤野芳夫

裁判官 萩原弘子

裁判官 長井清明

(別表1)

通貨ペア	取引量	買付額	想定価格	想定売却額
米ドル円	150万通貨	1億8171万7000円	118.87	1億7830万5000円
ユーロ円	380万通貨	6億3039万5000円	163.47	6億2118万6000円
ポンド円	320万通貨	7億9140万7000円	243.83	7億8025万6000円
イスラエル円	130万通貨	1億2931万円	98.7	1億2831万円
カナダドル円	530万通貨	6億1288万円	113.12	5億9953万6000円
オーストラリアドル円	220万通貨	2億3290万円	104.3	2億2946万円
ニュージーランドドル円	740万通貨	7億1542万7000円	93.86	6億9456万4000円
南アフリカランド円	1000万通貨	1億7379万円	16.8558	1億6855万8000円
トルコリラ円	170万通貨	1億6235万6000円	-	-

(別表2)

通貨ペア	取引量	約定価格	成立時刻	カバー価格
トルコリラ円	30万通貨	91.26	14時21分	91.26
トルコリラ円	70万通貨	91.26	14時21分	91.26
トルコリラ円	70万通貨	91.26	14時21分	91.26
ユーロ円	50万通貨	163.53	10時06分	163.53
ユーロ円	50万通貨	163.53	10時06分	163.53
ユーロ円	50万通貨	163.53	10時06分	163.53
ユーロ円	100万通貨	163.53	10時06分	163.53
ユーロ円	30万通貨	163.53	10時06分	163.53
ユーロ円	70万通貨	163.53	10時06分	163.53
ユーロ円	30万通貨	163.53	10時06分	163.53
カナダドル円	70万通貨	112.86	10時04分	112.86
カナダドル円	70万通貨	112.86	10時04分	112.86
カナダドル円	50万通貨	112.86	10時04分	112.86
カナダドル円	60万通貨	112.86	10時04分	112.86
カナダドル円	30万通貨	112.86	10時04分	112.86
カナダドル円	50万通貨	112.86	10時04分	112.86
カナダドル円	70万通貨	112.86	10時04分	112.86
カナダドル円	80万通貨	112.86	10時04分	112.86
カナダドル円	50万通貨	112.86	10時04分	112.86
スイスフラン円	50万通貨	98.75	10時04分	98.75
スイスフラン円	50万通貨	98.75	10時04分	98.75
スイスフラン円	30万通貨	98.75	10時04分	98.75
ポンド円	50万通貨	243.47	10時04分	243.47
ポンド円	50万通貨	243.47	10時04分	243.47
ポンド円	60万通貨	243.47	10時04分	243.47
ポンド円	40万通貨	243.47	10時04分	243.47
ポンド円	50万通貨	243.47	10時04分	243.47
ポンド円	70万通貨	243.47	10時04分	243.47
米ドル円	70万通貨	118.55	8時29分	118.555
米ドル円	80万通貨	118.55	8時29分	118.555
ニュージーランドドル円	70万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	70万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	50万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	50万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	20万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	70万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	60万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	30万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	70万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	50万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	70万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	60万通貨	92.15	7時06分	92.155

通貨ペア	取引量	約定価格	成立時刻	カバー価格
ニュージーランドドル円	40万通貨	92.15	7時06分	92.155
ニュージーランドドル円	30万通貨	92.15	7時06分	92.155
南アフリカランド円	200万通貨	16.7745	3時18分	16.7745
南アフリカランド円	300万通貨	16.7745	3時18分	16.7745
南アフリカランド円	300万通貨	16.7745	3時18分	16.7745
南アフリカランド円	200万通貨	16.7745	3時18分	16.7745
オーストラリアドル円	50万通貨	103.46	3時17分	103.46
オーストラリアドル円	70万通貨	103.46	3時17分	103.46
オーストラリアドル円	50万通貨	103.46	3時17分	103.46
オーストラリアドル円	50万通貨	103.46	3時17分	103.46

これは正本である。

平成20年7月16日

東京地方裁判所民事第24部

裁判所書記官 鳳島早苗

